

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和7年9月 12 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500104号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500034号

## 第1 結論

請求者のA社における平成26年7月24日の標準賞与額を32万6,000円に訂正することが必要である。

平成26年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成2年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成26年7月24日

請求期間について、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された全社員賞与集計表(簡易)及び預金取引明細表1(以下、併せて「賞与集計表等」という。)により、請求者は、A社から請求期間において34万7,000円の標準賞与額に相当する賞与(34万7,700円)の支払を受け、32万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(2万7,861円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表等により確認できる厚生年金保険料控除額から32万6,000円とすることが必

要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500115号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500035号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成21年12月22日は52万5,000円、平成22年12月24日は48万6,000円、平成23年12月26日及び平成24年7月27日は48万円、平成25年7月29日は49万6,000円、平成26年7月24日は48万2,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月22日、平成22年12月24日、平成23年12月26日、平成24年7月27日、平成25年7月29日及び平成26年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月22日、平成22年12月24日、平成23年12月26日、平成24年7月27日、平成25年7月29日及び平成26年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月22日  
② 平成22年12月24日  
③ 平成23年12月26日  
④ 平成24年7月27日  
⑤ 平成25年7月29日  
⑥ 平成26年7月24日

請求期間①から⑥までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された全社員賞与集計表(簡易)、預金通帳及び預金取引明細

表1（以下、併せて「賞与集計表等」という。）により、請求者は、A社から請求期間①は53万7,000円、請求期間②は54万1,000円、請求期間③は55万9,000円、請求期間④は50万4,000円、請求期間⑤は51万7,000円、請求期間⑥は51万3,000円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は53万7,600円、請求期間②は54万1,800円、請求期間③は55万9,000円、請求期間④は50万4,000円、請求期間⑤は51万7,300円、請求期間⑥は51万3,000円）の支払を受け、請求期間①は52万5,000円、請求期間②は48万6,000円、請求期間③及び請求期間④は48万円、請求期間⑤は49万6,000円、請求期間⑥は48万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は4万1,215円、請求期間②は3万9,021円、請求期間③及び請求期間④は3万9,342円、請求期間⑤は4万1,510円、請求期間⑥は4万1,189円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表等により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は52万5,000円、請求期間②は48万6,000円、請求期間③及び請求期間④は48万円、請求期間⑤は49万6,000円、請求期間⑥は48万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500116号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500036号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成21年12月22日は40万9,000円、平成23年12月26日は40万7,000円、平成24年7月27日は35万6,000円、平成25年7月29日は38万3,000円、平成26年7月24日は37万3,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月22日、平成23年12月26日、平成24年7月27日、平成25年7月29日及び平成26年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月22日、平成23年12月26日、平成24年7月27日、平成25年7月29日及び平成26年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月22日

② 平成23年12月26日

③ 平成24年7月27日

④ 平成25年7月29日

⑤ 平成26年7月24日

請求期間①から⑤までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された全社員賞与集計表(簡易)、預金通帳及び預金取引明細表1(以下、併せて「賞与集計表等」という。)により、請求者は、A社から請求期間①は41万8,000円、請求期間②は41万5,000円、請求期間③は36万3,000

円、請求期間④は 39 万 9,000 円、請求期間⑤は 39 万 7,000 円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は 41 万 8,500 円、請求期間②は 41 万 5,000 円、請求期間③は 36 万 3,850 円、請求期間④は 39 万 9,500 円、請求期間⑤は 39 万 7,100 円）の支払を受け、請求期間①は 40 万 9,000 円、請求期間②は 40 万 7,000 円、請求期間③は 35 万 6,000 円、請求期間④は 38 万 3,000 円、請求期間⑤は 37 万 3,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 3 万 2,081 円、請求期間②は 3 万 3,320 円、請求期間③は 2 万 9,145 円、請求期間④は 3 万 2,036 円、請求期間⑤は 3 万 1,875 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表等により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は 40 万 9,000 円、請求期間②は 40 万 7,000 円、請求期間③は 35 万 6,000 円、請求期間④は 38 万 3,000 円、請求期間⑤は 37 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500117号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500037号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成21年12月22日は48万円、平成23年12月26日は51万7,000円、平成24年7月27日は44万7,000円、平成25年7月29日は46万円、平成26年7月24日は45万6,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月22日、平成23年12月26日、平成24年7月27日、平成25年7月29日及び平成26年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月22日、平成23年12月26日、平成24年7月27日、平成25年7月29日及び平成26年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月22日  
② 平成23年12月26日  
③ 平成24年7月27日  
④ 平成25年7月29日  
⑤ 平成26年7月24日

請求期間①から⑤までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された全社員賞与集計表(簡易)、預金通帳及び預金取引明細表1(以下、併せて「賞与集計表等」という。)により、請求者は、A社から請求期間①は49万1,000円、請求期間②は52万8,000円、請求期間③は45万6,000



円、請求期間④は 48 万円、請求期間⑤は 48 万 6,000 円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は 49 万 1,400 円、請求期間②は 52 万 8,000 円、請求期間③は 45 万 6,000 円、請求期間④は 48 万 700 円、請求期間⑤は 48 万 6,400 円）の支払を受け、請求期間①は 48 万円、請求期間②は 51 万 7,000 円、請求期間③は 44 万 7,000 円、請求期間④は 46 万円、請求期間⑤は 45 万 6,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 3 万 7,684 円、請求期間②は 4 万 2,393 円、請求期間③は 3 万 6,612 円、請求期間④は 3 万 8,539 円、請求期間⑤は 3 万 9,021 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表等により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は 48 万円、請求期間②は 51 万 7,000 円、請求期間③は 44 万 7,000 円、請求期間④は 46 万円、請求期間⑤は 45 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500118号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500038号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成21年12月22日は42万1,000円、平成23年12月26日は46万9,000円、平成24年7月27日は39万6,000円、平成25年7月29日は40万5,000円、平成26年7月24日は39万4,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月22日、平成23年12月26日、平成24年7月27日、平成25年7月29日及び平成26年7月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月22日、平成23年12月26日、平成24年7月27日、平成25年7月29日及び平成26年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月22日  
② 平成23年12月26日  
③ 平成24年7月27日  
④ 平成25年7月29日  
⑤ 平成26年7月24日

請求期間①から⑤までについて、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された全社員賞与集計表(簡易)、預金通帳及び預金取引明細表1(以下、併せて「賞与集計表等」という。)により、請求者は、A社から請求期間①は43万円、請求期間②は47万9,000円、請求期間③は40万4,000円、

請求期間④は 42 万 2,000 円、請求期間⑤は 41 万 9,000 円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は 43 万 500 円、請求期間②は 47 万 9,250 円、請求期間③は 40 万 4,700 円、請求期間④は 42 万 2,300 円、請求期間⑤は 41 万 9,900 円）の支払を受け、請求期間①は 42 万 1,000 円、請求期間②は 46 万 9,000 円、請求期間③は 39 万 6,000 円、請求期間④は 40 万 5,000 円、請求期間⑤は 39 万 4,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 3 万 3,002 円、請求期間②は 3 万 8,459 円、請求期間③は 3 万 2,437 円、請求期間④は 3 万 3,882 円、請求期間⑤は 3 万 3,642 円）を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与集計表等により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は 42 万 1,000 円、請求期間②は 46 万 9,000 円、請求期間③は 39 万 6,000 円、請求期間④は 40 万 5,000 円、請求期間⑤は 39 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。